

質問回答書

| 事業名 | 世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」プロモーション活動事業業務委託 | |
|-----|---|--|
| | 質問事項 | 回答 |
| 1 | 業務委託内容 (1) 広報ロードマップの作成と (3) リーフレットの作成に関してターゲットのご質問： 業務委託内容の (2) 令和4年度のプロモーションの実施に記載されているターゲットと同様で企画作成してよろしいでしょうか。特に注力して広報を行いたいターゲット等存在するようでしたらお教えいただきたいです。 | お見込みのとおりで結構です。 特に限定するターゲットはありません。 例えば、歴史や史跡、地域文化、旅行等に関心が高い、あるいは興味を持ってもらえそうな層でしょうか。 |
| 2 | 業務委託内容 (3) 汎用性のある簡易版リーフレットの作成に関してのご質問： 仕様書に記載のある配布場所（観光案内所や旅行会社、イベント等）への配布手配は受託先の会社が行うことを想定していますでしょうか。または、御事務局で行っていただける想定でしょうか。よろしく願いいたします。 | リーフレット(20,000部)について、仕様書に記載のある配布場所への配布は、各自治体で行いますが、各構成自治体(1,000部×18箇所, 2,000部×1箇所)への発送を依頼します。 |
| 3 | 世界遺産協議会の広報ツールに関して： 参考資料1に記載のある広報ツールは広報ロードマップ等の企画作成をする際に使用できるという認識でお間違いないでしょうか。また、それぞれのツールのアクセス数やダウンロード数など掲げている目標値や特に重要視しているツール等ございましたら、お教えいただきたく存じます。 | お見込みのとおりです。 掲げている目標値、特に重要視しているツール等はございません。 |
| 4 | 今回のプロモーション活動において「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会に所属する、8県11市を平等に取り扱う必要はありますか？ | 当該事業は、各構成自治体から拠出される負担金で実施するため、プロモーション活動は8県11市を平等に取り扱うことが基本となります。しかしながら、事業効果の最大化を図る等の正当な理由があれば、露出割合等が異なることはやむを得ないと考えます。 |
| 5 | これまで7年間の主な取り組み、PR施策について教えてください。 | |
| 6 | これまで制作されたグッズ制作は、具体的にどのようなものだったのか、教えてください。 | 別紙のとおりです。 |
| 7 | 今後、令和7年までに（各8県11市または協議会全体にて）決定しているイベント、施策などございましたら教えてください。 | 現在のところ、協議会で決定しているイベント等はありません。 |
| 8 | これまでの通り鹿児島県が幹事事務局、契約窓口という認識でよろしいでしょうか？ その場合、構成自治体との意見調整は事務局で行っていただくという認識でよろしいでしょうか？ | お見込みのとおりです。 構成自治体との意見調整は、基本的に事務局で行う予定ですが、至急の場合など、状況に応じて直接お願いする場合があります。 |

| | | |
|----|---|--|
| 9 | 明治日本の産業革命遺産ガイドアプリのインサイトを教えてください。 | 国の委託先が直接管理運営しているため、申し訳ありませんが、分析できておりません。 |
| 10 | 10周年のプロモーションのタイミングで、インバウンドはどのくらい重視されますか？ | 基本的には国内向けと考えています。 |
| 11 | 共同事業体による参加の場合の「(様式2) 参加表明書」の記載方について。代表構成員の他に構成員が2者以上ある場合は、記載欄を挿入して提出してもよろしいでしょうか。あるいは様式通りに1社までということでしょうか。(実施要項_6参加要件-※) | ご質問の代表構成員の他に構成員が2者以上ある場合は、記載欄を挿入して提出していただいても結構です。ただし、全社分項目に漏れないようお願いします。 |
| 12 | 提出書類のうちの「参考見積書」について。提案するロードマップに紐づいた、R7年までの見積りを準備すべきでしょうか。あるいは、R4年度の事業費についてのみ準備すればよろしいでしょうか。(実施要項_10(3)③参考見積書, 仕様書_4(1)) | 「参考見積書」については、R4年度の事業費についてのみ記載したものを提出ください。 |
| 13 | 「汎用性のある簡易版リーフレットの作成」について。「簡易版」は「要約版」と読み替えて差支えないでしょうか。つまり、R5年度以降に将来的に「詳細版」を新たに作成することを前提とした意味合いではない、と理解してよろしいでしょうか。(仕様書_4(3)) | 要約版ではありません。より多くの人に親しみやすく、関心を持ってもらうことを期待しています。 将来的に「詳細版」を新たに作成することも想定していません。 |
| 14 | 事業完了報告書及び成果物の納期については、履行期限の令和5年3月31日まででしょうか。例えば、有効なプロモーションスケジュール(人流の活発になる年度末まで実施など)との兼ね合いで、必ずしも上記期限でなくてもよい、というような考え方はありますか？(仕様書_5、6) | プロモーションを年度末まで実施することは可能です。履行期限は年度内であり、協議会事務局において、年度内に履行確認をする必要があります。 |